

牛のウイルス性異常産を予防しましょう

牛の異常産(流産、死産、体型異常)は、ウイルス・細菌等の感染の他、栄養障害や遺伝的素因等様々な原因によって発生する、経済的損失の大きい疾病です。

中でも**アカバネウイルス**に代表される異常産関連ウイルスは、免疫のない妊娠牛に感染すると胎子に移行し異常産を引き起こします。感染してすぐに流産することもあります。娩出時に初めて四肢わん曲等の体型異常や盲目・起立困難等の症状に気付く例が多いという特徴があります(写真1)。

昨年度は、九州から西日本に至るまで広範にアカバネウイルス等の動きが確認され(図1)、本県でも異常産や奇形の精密検査依頼数が、**一昨年度の19件に対し昨年度は27件に増加**するとともに、アカバネ病の発生や、異常産関連ウイルスの抗体が検出された事例も複数認められました。

細菌感染や栄養障害を原因とした異常産は周産期の飼養管理によってある程度防ぐ事が可能ですが、異常産関連ウイルスは、**蚊やヌカカといった吸血昆虫が媒介する**性質上、農場の清掃・消毒、栄養管理等の対策だけで感染を防ぐことは不可能であることから、**異常産ワクチンの接種**により母牛に免疫獲得させることが効果的です。

異常産は一度でも発生すると経済的損失が大きいことから、しばらく発生が無くても毎年異常産予防ワクチンを接種することが安定した経営につながります。

家畜保健衛生所では、異常産ウイルスの感染の有無や栄養状態(血中ビタミン濃度等)の検査を実施しておりますので、異常産を確認した場合は御連絡ください。



写真1: **アカバネ病**

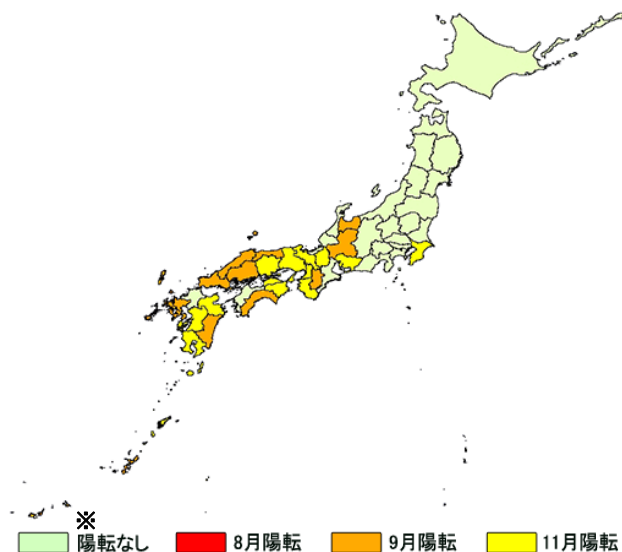
発生時期: 夏～翌年春

臨床症状: 娩出子牛

- ・流産・早産・死産
- ・水無脳症(大脳欠損や小脳欠損)
- ・体型異常(四肢や脊柱のわん曲等)
- ・神経症状(盲目、起立困難等)

※**ピートンウイルス感染症**も同様の症状

図1: アカバネウイルスの抗体調査



出典: 動物衛生研究部門HP

※陽転: 抗体検査の結果が、陰性から陽性となること

豚・いのししの飼養衛生管理基準が改正されます

国内でのCSF(豚熱)の発生や、ASF(アフリカ豚熱)の国内への侵入リスクの増加を受け、令和2年(2020年)3月9日付で農林水産省から飼養衛生管理基準(豚、いのしし)の改正が公布され、7月1日から施行されることになりました。項目によっては猶予期間がありますが、主に下表のとおり改正されています。なお、豚以外の家畜についても、今後改正される予定となっています。

主な改正項目

詳細

・家畜所有者の責務(新設)	・家畜の伝染性疾病に対して責任があることを認識すること。関係者と協力して衛生意識を高め、管理を行うこと。
・衛生管理マニュアルの作成(新設) 施行日:令和3年(2021年)4月1日	・獣医師等の専門家に意見を聞きながら、従事者の禁止事項や農場内への不適切な物品の持ち込み禁止等を盛り込んだマニュアルを作成すること。
・野生動物の侵入防止措置(新設) 施行日:令和2年(2020年)11月1日	・衛生管理区域に野生いのしし等が侵入しないよう防護柵の設置等の侵入防止対策を講じること。
・処理済みの飼料の利用 施行日:令和3年(2021年)4月1日	・食品残さを給与する際は、衛生管理区域外で適切に加熱処理を行ったものを給与すること。
・野鳥の侵入防止措置(新設) 施行日:令和2年(2020年)11月1日	・畜舎、飼料保管庫及び堆肥舎等に、防鳥ネット等を設置すること。
・畜舎に立ち入る人に対する消毒・衣服の交換等	・畜舎出入り口付近に手指消毒設備を設置し、消毒させること。畜舎毎に専用の衣服、靴を使用させること。

飼養衛生管理基準の中には、農場立入時の車両や長靴の消毒に加え、立入時の記録についても記載されていますので、関係者の皆様におかれましては、自ら実施していただくとともに、飼養衛生管理の遵守等について御指導・御協力をお願いします。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地(国)	畜種	発生日
高病原性 鳥インフル エンザ	H5N5	台湾(2件)	ガチョウ	令和2年(2020年)4月7日・21日
	H5N6	ベトナム(10件)	家禽	令和2年(2020年)4月11日
ASF		韓国(394件)	野生イノシシ	令和2年(2020年)4月1日 ~令和2年(2020年)4月30日

令和2年(2020年)5月1日現在



毎月20日はくまもと家畜防疫の日

定期的な消毒を実施しましょう!

